

令和6年氷川町農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時：令和6年10月10日（木） 午後1時55分開会

2. 開催場所：氷川町役場 2階 大会議室

3. 出席委員：14名

1番 濱田 正澄	2番 松本 莊一	3番 小田 敏勝
4番 前田 英一	5番 木野 武盛	6番 滝本 博文
7番 中田 珠樹	8番 橋本 淳一	9番 井副 陽子
10番 本山 満	11番 橋本 竜一	12番 宮本 和明
13番 伊藤 秀子	14番 永田 裕二	

4. 出席農地利用最適化推進委員：13名

1番 有田 達也	2番 片山 一哉	3番 立川 清一郎
4番 田中 幸喜	5番 鉄島 敬一	6番 中川 正人
7番 本田 進	8番 本田 信義	9番 前田 洋志
10番 増住 公成	11番 松田 継司	12番 丸山 修二
13番 宮本 一夫		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地使用貸借契約の合意解約について

日程5. 議案審議

議案第38号 農地法第5条の事業計画変更承認申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第41号 農用地利用集積促進等計画書（配分）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 尾下 眞奈美

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和 6 年氷川町農業委員会第 10 回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第 4 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第 10 条第 2 項に規定する議事録署名委員について、5 番、木野委員、6 番、滝本委員を指名いたします。

次に報告事項についてです。報告 (1) について事務局より説明願います。

尾下職員 報告 (1) の説明をいたします。1 ページをご覧ください。この報告は賃料が無料の契約の合意解約です。貸人、借人、農地の所在については資料をご確認ください。

以上で説明をおわります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

つぎに議案審議です。議案第 38 号、農地法第 5 条の事業計画変更承認申請について上程します。案件は 1 件です。事務局より説明願います。

續係長 申請人の住所、氏名、物件等はお手元の資料にてご確認ください。今年の 4 月総会にて許可された案件です。当初計画では盛り土をして住宅を建設される予定でしたが、工事着手前に地盤調査をしたところ、地盤が軟弱であるということがわかりました。その結果、当初計画での期間内に工事が完了しないため、今回変更承認の申請を提出されました。

要件は満たしており、許可できる案件です。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので片山推進委員より報告をお願いします。

片山推進委員 10 月 4 日午前 11 時より申請者立会のもと現地を確認しました。本申請は事業完了時期の見直しを求める申請です。当初

の事業計画、排水計画等は変更はありませんので許可要件を満たしていると思われまますので、審議方よろしくお願ひします。以上で報告を終わります。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありました、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第 38 号、番号 1 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願ひします。

（全員賛成）

永田議長 　　全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第 39 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について上程します。案件は 1 件です。事務局より説明願ひします。

續係長 　　資料の 2 ページをご覧ください。申請人の住所、氏名、物件等はお手元の資料にてご確認ください。個人の一般住宅を建設するための転用の許可申請となっております。申請地は〇〇地区内にある農地です。譲受人は借家にお住まいです。子どもの成長による手狭感や子育て政策に積極的な氷川町に居住することを望まれ、その条件として小中学校から近い土地を探されましたが、交渉がまとまらず今回の申請地を選定されました。給排水計画については、給水は上水道、生活雑排水は下水道に接続をし雨水は自然浸透および道路側溝に流すそうです。

申請地は農用地区域外で、申請地の農地区分は第 3 種農地に区分され許可できる案件となります。

以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありました、現地確認も済んでおりますので報告を橋本委員より願ひします。

橋本委員 　　10 月 4 日午前 10 時 30 分より申請者代理人立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画を確認しましたが許可要件は満たしていると思われまますので、審議方よろしく願ひいたします。以上で報告を終わります。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありました、何かご意見はありませんか。

濱田委員 　　奥に農地が残るようですが、これは計画があるのですか。

續係長 　　今回分筆してあります。もともと一枚の農地で 900 ㎡程ありましたが、農地を一般住宅へ転用する場合は 500 ㎡程度とされています。今回は 1 枚まるごと転用することが難しいた

め、分筆をされました。残りの農地部分についても今後住宅利用等で考えていると聞いております。

永田議長

他にはありませんか。

(異議なし)

永田議長

異議もないようですので、議案第 39 号、番号 1 について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長

全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第 40 号、氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について上程します。事務局より説明願います。

尾下職員

議案第 40 号についてご説明します。資料の 3 ページをご覧ください。これは、相対での契約となっております。相対契約は農地バンクを利用しない契約です。貸人、借人、農地の所在については資料をご確認ください。今回新規の利用権設定は 5 筆で 62,140 m²です。以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長

異議もないようですので、議案第 40 号について採決します。決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長

全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第 41 号、農地利用集積促進等計画書（配分）について上程します。事務局より説明願います。

尾下職員

議案第 41 号についてご説明します。資料 4 ページをご覧ください。この契約は、農地公社をとおした農地バンクの契約です。4 件すべて期間満了による再設定です。借手、農地所在地については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、これはバンク法第 19 条第 3 項に規定により農業委員会の意見を聴取するものとなっております。何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長

何もないようですので、本案は原案のとおり認めます。

以上で本日の議案審議の内容は終了です。

委員の皆さまから質問等はありませんか。

(質問なし)

永田議長

それでは、その他連絡事項について事務局より説明をお願いします。

坂梨事務局長

—<連絡事項について説明>—

坂梨事務局長 ——<事務連絡等について説明>——

井副副会長 それでは、閉会を行います。

 以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 2 時 49 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)